

# 身体障害者補助犬の同伴拒否は禁止されており、 不当な差別的取り扱いとなります！

## 「身体障害者補助犬」の使用にかかる法律

### 「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。

### 「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。



※合理的配慮の提供の義務化について（内閣府HP）



**合理的配慮の提供例**

カフェに介助犬を同伴して入店したが、カウンター席しか空いておらず、車椅子利用者にとってテーブルが高かった。店員はそれを見て、テーブル客に声をかけ、席を代わってもらうようお願いした。テーブル席につくことができ、介助犬もゆったりとスペースを使うことができた。



↑ もっと知って補助犬part1



↑ もっと知って補助犬part2



↑ もっと知って介助犬

## 補助犬との暮らしを考えてみませんか？

補助犬は、障害者の目となり、耳となり、手足となって、使用者の自立と社会参加をサポートします。

## 「身体障害者補助犬」とは？

- 身体障害者補助犬（以下、補助犬）とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。
- 身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）に基づき、必要な訓練・認定を受けており、使用者は補助犬の健康管理・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守り、清潔にしています。
- 補助犬法によって、公的施設や不特定多数の人が利用する施設では補助犬同伴の受入が義務付けられています。
- 使用者は補助犬の認定証を所持し、補助犬であることを示す表示（犬種・認定番号・認定年月日等）を身につけています。



# 介助犬は、日常動作をサポートします

## 介助犬との暮らしとは？

### 介助犬は、日常動作をサポートします

介助犬は、手足が不自由な人ができない、できにくい日常動作をサポートします。

- 落としたものを拾う
- 指示したモノを使用者のもとに持ってくる
- 衣服や履物を脱ぐのを補助する
- ドアを開閉する
- 車いすをけん引する
- 起立する、歩行を介助する
- スイッチを押す
- 緊急時の対応 など



### 多くの介助犬ユーザーが「外出機会が増えた」と効果を感じています

介助犬ユーザーへのアンケート結果では、多くの方が外出機会が増え、規律正しい日常生活を送るようになったなどの声があります。また、「社会参加の後押しとなった」「常にそばにいてくれることの安心感がある」などから、『ぜひ介助犬を使用することを考えてみては？』との言葉も届いています。

### 知ってください、介助犬との暮らし

介助犬と暮らすことで、安心した生活や自立、社会参加をしたいと考える方、ぜひ積極的に介助犬との暮らしについて知ってください。厚生労働省では、年数回、補助犬使用への理解啓発イベント「ほじょ犬ってなあに」を行っています。

## 介助犬を希望してから、認定を受けるまで

介助犬との新しい暮らしで自立と社会参加をしたいと考えている方、ぜひ積極的に介助犬との暮らしについて知ってください。まずは、育成補助事業を行っているお住まいの自治体や訓練事業者に相談してみましょう。

身体障害者手帳を取得する必要があります

相談

自治体や訓練事業者に「介助犬を使用したい」と相談します。

申請

助成の申請をして、自治体による審査が行われます。

自宅訪問

訓練事業者の職員が自宅をご訪問して日常生活、障害の内容、ニーズ等を確認します。

合同訓練

パートナーとなる犬と実際に生活をともにし、動作が適切に行えるよう学びます。ほとんどの場合が訪問型で、リハセンターに入所する場合もあります。

認定申請

厚生労働大臣が指定した法人による認定審査

認定

継続指導

訓練事業者、指定法人による継続的なフォローアップ（必要に応じた再訓練の義務あり）

介助犬訓練事業者一覧  
（第二種社会福祉事業届出状況一覧）は、以下のQRコードから見るができます。



## 介助犬について Q & A

### 犬を飼ったことがなく世話が心配です💧

パートナーとなる介助犬の世話は、基本的にご自身が管理していくこととなります。食事、排泄、適度な運動、ブラッシングなどの衛生管理、健康診断などの世話が必要となりますが、自動給餌機、自動ボール投げ機なども使いながら、工夫することができます。肢体不自由の方にとっては、「世話ができるかが不安」という方が少なくありませんが、負担となる場合には訓練士や専門職とともに不安を取り除いて、家族や周囲の人などの助けを借りながら管理していきましょう。

### 排泄物の処理はどうしたらいいでしょう💧

犬は1日にうんちが1～2回、おしっこが3～6回くらいが一般的です。指示されたときにその場所でするように訓練されています。肢体不自由者にとって、うんちを拾うのは難しいため、ペットシートを用いるなど工夫していきましょう。

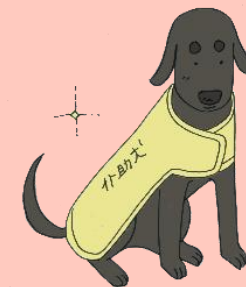
### 飲食店などでは、入店拒否が心配です💧

補助犬法では、不特定多数が出入りする施設や公共施設等は介助犬の同伴拒否を禁止しています。法律での位置付けについて説明をするほか、自治体に窓口がありますので、相談するとよいでしょう。また、厚生労働省や訓練事業者作成のリーフレットなどの活用もよい方法です。



### 職場への同伴が受入れられるか心配です💧

店舗への受入等と同様、一定規模以上の職場でも同伴拒否は補助犬法で禁止されています。介助犬は走り回ったり、毛を飛ばしたり、吠えたりすることなく、おとなしく待っているよう訓練されていることを、実際に職場の皆さんに見ていただき、理解していただくことが重要です。どうしても難しい場合には、介助犬の待機場所の設置の工夫などを提案してみるのもよいでしょう。より良い勤務のスタイルを見つけて出すために訓練事業者にも相談し、サポートをお願いするのもよいでしょう。



### 訓練や飼育にはどのくらいの費用がかかるのでしょうか？

介助犬の使用には、犬の訓練費用と使用のための自己負担費用の大きく2つがかかります。

#### 介助犬を使用する場合、**無償貸与**となることがほとんどです。

これは、訓練事業者が都道府県の助成制度や賛同する企業や個人の皆さんからの寄付金によって訓練費用を賄っているからです。

#### その他に、介助犬使用のための自己負担費用は以下があります。

- 訓練時諸経費（宿泊費、交通費などは自己負担となる場合があります）
- 飼育費用 約15万円/年（ドッグフード、ペットシート、シャンプーなど）
- 医療費 約6万円/年（狂犬病予防接種、混合ワクチン、フィラリア予防薬、ノミダニ予防薬、定期健康診断）

※補助犬の医療費の助成制度のある自治体もあります。